

4月分から国民年金保険料が変わります

4月分から、国民年金保険料が15,590円になります。
国民年金には、一定期間の保険料をまとめて先に納めることで保険料が割引される「前納制度」が設けられていますので、ご利用ください。

●納付書による前納

6ヶ月前納、1年前納用の納付書が日本年金機構から送付されますので、納付期限までに金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。また、各月分の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。

任意の月から年度末までの保険料を前納することもできます。専用の納付書が必要です。年金事務所へお問い合わせください。

●口座振替による前納

口座振替では、6ヶ月前納、1年前納のほか、早割（当月末振替）や2年前納も利用できます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号のわかるもの、金融機関の通帳、届出印を

持参のうえ、金融機関で手続きしてください。

※口座振替が開始されるまで、1・2ヶ月かかりますので、お早めに手続きをお願いします。

保険料が未納になっていると、将来、年金が減額されてしまったり、受給できなくなってしまう場合がありますので、ご注意ください。

保険料の納付が難しい場合は、申請により納付が免除、または猶予される制度がありますので、住民課、または年金事務所へご相談ください。

	納付書による納付額 【割引額】	口座振替による納付額 【割引額】
早割 (当月末振替)	—	15,540円 【50円】
6ヶ月前納	92,780円 【760円】	92,480円 【1,060円】
1年前納	183,760円 【3,320円】	183,160円 【3,920円】
2年前納	—	366,840円 【15,360円】

◆問い合わせ

千葉年金事務所
043(242)6320
佐原年金事務所
0478(54)1442
住民課国保年金班
(84)1214

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金に加入している学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合に、申請をしていただくと保険料の納付が猶予される制度があります。

ご自身の前年所得に基づき審査を行い、承認されると4月、または20歳誕生日から翌年3月まで国民年金保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例は、申請時点から2年1ヶ月前まで遡って申請できます。過去2年1ヶ月以内に国民年金保険料の納め忘れのある方で、申請を希望する場合は、住民課国保年金班で申請してください。

学生納付特例に承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、**年金額には反映されません。**

この期間の保険料を10年以内に納付すると、その分は年金額に反映されます。

※学生納付特例が認められない学校があります。

●手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証（コピー可）、または在学証明書
- ・印かん

◆申請・問い合わせ

住民課国保年金班
(84)1214

5月11日(月)～20日(水) 春の全国交通安全運動

《スローガン》
ルールむし しん号むしは わるいむし

(重点目標)

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶